

参考資料 5

「作物残留及び水質汚濁に係る農薬の登録保留基準値の設定等に関する中央環境審議会 土壤農薬部会農薬専門委員会報告」 への意見の募集について

平成15年2月27日(木)
環境省環境管理局水環境部農薬環境管理室
室長 早川 泰弘(6640)
室長補佐 更田真一郎(6641)
担当 蝶田 浩一(6644)

中央環境審議会土壤農薬部会農薬専門委員会（委員長：須藤隆一 東北工業大学環境情報工学科客員教授）は、平成15年2月13日付けで環境大臣から諮詢された農薬取締法に基づく作物残留及び水質汚濁に係る農薬の登録保留基準値の設定等について、今般、10農薬の基準値の設定等を内容とする農薬専門委員会報告を取りまとめました。本報告は、平成15年3月26日に開催される土壤農薬部会の審議を経た後、中央環境審議会より環境大臣に答申される予定です。

本件について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、平成15年2月27日(木)から平成15年3月20日(木)(17:45締切り)まで、郵送、ファクシミリ、電子メールにより御意見（パブリックコメント）を募集いたします。集められた御意見については、取りまとめの上、中央環境審議会土壤農薬部会の審議の参考にさせていただくとともに、公表する予定です。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

1. 農薬専門委員会報告の概要

農薬取締法に基づき、申請された農薬を登録するかどうかを判断する基準（登録保留基準）のうち作物残留、土壤残留、水産動植物被害及び水質汚濁に関する基準については、環境大臣が設定することになっています。（参考参照）

今回、以下の農薬について農薬専門委員会報告が取りまとめられました。（別紙参照）

	新規設定	変更・追加
作物残留に係る登録保留基準	2農薬	8農薬
水質汚濁に係る登録保留基準	1農薬*	

※：作物残留に係る登録保留基準も併せて設定されている。

2. 今後の予定

パブリックコメント手続後、部会報告に基づく答申を受けて、4月中を目途に必要な告示の改正を行い、登録保留基準値を設定又は変更・追加することとしております。

(別紙)

1. 作物残留に係る登録保留基準値

○ 新規設定分 2 農薬

農薬の成分（用途）	作物群等	基準値
チアジニル（殺菌剤）※	米	1 ppm
プロヒドロジャスモン（植物成長調整剤）	第二大粒果実類	0.1 ppm

※の農薬については水質汚濁に係る登録保留基準値も併せて設定されている。

○ 変更・追加分 8 農薬【下線が変更分】

農薬の成分（用途）	作物群等	基準値
4-クロルフェノキシ酢酸（植物成長調整剤）	<u>第一大粒果実類</u> <u>第二果菜類</u>	<u>0.1 ppm</u> <u>0.1 ppm</u>
ジチアノン（殺菌剤）	みかん みかん以外のかんきつ類 第一大粒果実類 第二大粒果実類 小粒果実類 第二果菜類 第一葉菜類 <u>第二葉菜類</u> 根・茎類	0.5 ppm 5 ppm 0.2 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 0.5 ppm 0.1 ppm
ホスチアゼート（殺虫剤）	<u>第一大粒果実類</u> 小粒果実類 第一果菜類 第二果菜類 第二葉菜類 根・茎類 鱗茎類 いも類 大豆以外の豆類	<u>0.5 ppm</u> 0.05 ppm 0.1 ppm 0.2 ppm 0.1 ppm 0.2 ppm 0.05 ppm 0.03 ppm 0.02 ppm
テブコナゾール（殺菌剤）	<u>第二大粒果実類</u> 第二葉菜類 てんさい 茶	<u>1 ppm</u> 0.5 ppm 0.5 ppm 2.5 ppm
カズサホス（殺線虫剤）	第一大粒果実類 第二果菜類 だいこん類の葉 根・茎類 <u>にんにく</u> いも類	0.05 ppm 0.05 ppm 0.05 ppm 0.05 ppm 0.05 ppm 0.05 ppm
メトキシフェノジド（殺虫剤）	米 第二 大粒果実類 小粒果実類 第一果菜類 <u>第二果菜類</u>	0.1 ppm 2 ppm 2 ppm 5 ppm 2 ppm

	<u>第一葉菜類</u> <u>第二葉菜類</u> <u>大豆</u> <u>てんさい</u> <u>茶</u>	1 p p m 10 p p m 0. 1 p p m 0. 1 p p m 20 p p m
トルフェンピラド（殺虫剤）	<u>みかん</u> <u>みかん以外のかんきつ類</u> <u>すいか</u> <u>日本なし</u> <u>西洋なし</u> <u>第二果菜類</u> <u>第一葉菜類</u> <u>だいこん類の葉</u> <u>だいこん類の根</u> <u>茶</u>	0. 2 p p m 3 p p m 0. 1 p p m 2 p p m 2 p p m 2 p p m 0. 5 p p m 10 p p m 0. 2 p p m 15 p p m
クロチアニジン（殺虫剤）	<u>米</u> <u>みかん</u> <u>みかん以外のかんきつ類</u> <u>第一大粒果実類</u> <u>第二大粒果実類</u> <u>小粒果実類</u> <u>第二果菜類</u> <u>第二葉菜類</u> <u>根・茎類</u> <u>いも類</u> <u>てんさい</u> <u>茶</u>	0. 5 p p m 1 p p m 2 p p m 0. 5 p p m 0. 5 p p m 5 p p m 2 p p m 5 p p m 0. 1 p p m 0. 1 p p m 0. 1 p p m 50 p p m

以上のいずれの基準値の設定、変更・追加のケースにおいても、国民の平均的な食品摂取を前提とすると、作物残留基準値未満の農薬残留量であれば、国民の農薬摂取量は各農薬のADI（一日許容摂取量）の範囲内となる。

2. 水質汚濁に係る農薬登録保留基準値

○ 新規設定分 1 農薬

農薬の成分	用途	基準値
チアジニル※	殺菌剤	1 mg / l

※：作物残留に係る登録保留基準値も併せて設定されている。

(参考) 農薬の登録制度と登録保留基準について

1. 農薬取締法上の位置づけ

農薬は、農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けなければ、これを販売^{*}してはならないとされており、この登録にあたっては、農林水産大臣は、申請者の提出した資料等に基づき登録審査を行い、申請農薬が次のいずれかに該当する場合はその登録を保留することとなっている（登録保留基準）。このうち4)から7)までの基準は環境大臣が定めることとされている。

※： 平成15年3月10日に改正農薬取締法が施行され、「販売」は「製造、加工又は輸入」となる。

(農薬取締法第3条第1項)

- 1) 申請書に虚偽の記載があるとき
- 2) 農作物等に害があるとき
- 3) 通常の危険防止対策をとってもなお、人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき

- 4) 農作物等への残留が原因となり、人畜に被害が生ずるおそれがあるとき
- 5) 土壌への残留により農作物等が汚染され、それが原因となって人畜に被害が生ずるおそれがあるとき
- 6) 水産動植物に著しい被害を生ずるおそれがあるとき
- 7) 水質汚濁が原因となり、人畜に被害が生ずるおそれがあるとき

- 8) 名称が不適切であるとき
- 9) 薬効が著しく劣るとき
- 10) 公定規格が定められているもので、それに適合しないとき

2. 環境大臣が定める登録保留基準

農薬の登録保留基準のうち環境大臣が定める上記4)～7)の具体的な内容は以下のとおりである。

土壤残留及び水産動植物に対する毒性に係るものは全ての農薬に共通の基準が設定されているが、作物残留及び水質汚濁に係るものは個別農薬ごとに基準値が設定されており、必要に応じ環境大臣が当該基準値を定めることとされている。

4) について（作物残留に係る登録保留基準）

- 申請された使用方法で使用された場合に農作物等に残留した農薬濃度が
- ア) 食品衛生法の食品規格に適合しない場合
 - イ) ア) が定められていない場合は環境大臣が定める基準に適合しない場合

5) について（土壤残留に係る登録保留基準）

農薬の成分物質等の土壤中での半減期が、規定された場試験及び容器内試験で1年以上の場合等

6) について（水産動植物に対する毒性に係る登録保留基準）

農薬による48時間でのコイの半数致死濃度が0.1ppm以下で、かつ毒性の消失日数が7日以上の場合（水田において使用されるものに限る。）等

7) について（水質汚濁に係る登録保留基準）

- ア) 水田水中での農薬の150日間の平均濃度が、水質汚濁に係る環境基準（健康項目）の10倍（水田において使用するものに限る。）を超える場合
- イ) 水質汚濁に係る環境基準（健康項目）が定められていない場合は、水田水中での農薬の150日間の平均濃度が、環境大臣が定める基準を超える場合